

第七十七回国会 衆議院 商工委員會議録 第九号

昭和五十一年五月十一日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 稻村佐近四郎君

理事 橋口 隆君

理事 安田 貴六君

理事 上坂 昇君

理事 神崎 敏雄君

天野 公義君

粕谷 茂君

羽田野忠文君

深谷 隆司君

岡田 哲児君

加藤 清二君

中村 重光君

近江巳記夫君

玉置 一徳君

理事 武藤 嘉文君

理事 渡部 恒三君

理事 佐野 進君

浦野 幸男君

木部 佳昭君

萩原 幸雄君

山崎 拓君

加藤 清政君

勝澤 芳雄君

渡辺 三郎君

松尾 信人君

河本 敏夫君

福田 越夫君

高多村治雄君

綿貫 民輔君

藤原 一郎君

増田 実君

大永 勇作君

藤沼 六郎君

委員外の出席者

商工委員会調査室長

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

藤沼 六郎君

五月十日

電気料金値上げ反対に関する請願(伏木和雄君紹介(第四一六〇号))

同外一件(伏木和雄君紹介(第四三〇三号))

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に関する請願(竹村幸雄君紹介(第四三〇二号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

訪問販売等に関する法律案(内閣提出第五九号)

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法案(内閣提出第四二二号)

稲村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、訪問販売等に関する法律案及び石油開発公団法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次、政府より提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

訪問販売等に関する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

河本通商産業大臣 訪問販売等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、商品の取引方法は著しく多様化しております。小売販売では、訪問販売及び通信販売が広範に普及しつつあります。卸売販売では、マルチ商法と一般に呼ばれております連鎖販売取引が増加してきております。これらはいずれも、その取引方法が店頭販売等の通常の商品販売とは著しく異なっており、そのため、販売業者と取引の相手方との間でさまざまなトラブルを引き起こしております。たとえば、訪問販売及び通信販売につきましては、購入者が十分に検討することなく契約の申し込みを行いがちであるため、後日、解約などをめぐってトラブルを引き起こすことが多く、他方、連鎖販売取引につきましても、多額の出資を伴うものであり、不当な勧誘が行われることが多く、絶えず問題を生じております。

こうした状況にかんがみ、これらの販売取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図ることに、購入者等の利益を保護し、あわせて流通の近代化を行うことは、きわめて重要な課題であります。この点に関し、昭和四十九年十二月の産業構造審議会流通部会中間答申におきましても、立法措置を含め所要の措置を講ずることが必要であるとの御意見をいただいております。

この法案は、この答申の趣旨に沿って、訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引を公正にし、購入者等の受けることのある損害の防止を図ることを主な内容とするものであります。

次に、この法案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、訪問販売につきましては、販売姿勢の改善及び取引条件の明確化を図るため、訪問販売を行うおととする販売業者は、相手方に対して、氏名等を明示し、契約内容を明らかにする書面等

を交付しなければならないことといたしております。また、その相手方は、四日間は無条件で解約ができることとし、購入者に再考の機会を与えることとしております。

第二に、通信販売につきましては、販売業者は、広告に一定の必要事項を表示しなければならないこととし、後日、送料、返品等をめぐってトラブルが発生することのないようにいたしてあります。また、前払い式の通信販売を行う場合には、販売業者は、申込者に対し、遅滞なく書面により一定の事項を通知しなければならないこととし、取引が公正かつ確実に行われるようにいたしてあります。

第三に、連鎖販売取引につきましては、不当な勧誘を防止するため、連鎖販売業の統括者及び勧誘者が勧誘の際に連鎖販売業に関する重要事項について不実を告げる行為等を禁止するとともに、適正を欠く勧誘が引き続き行われるおそれがあるときは、統括者に対し、勧誘の停止または連鎖販売取引の停止を命ずることができるといたしてあります。

また、取引条件の明確化を図るため、連鎖販売業を行う者は、相手方に対して、契約の締結前に連鎖販売業の概要を記載した書面を交付するとともに、契約の締結後契約内容を明らかにする書面を交付しなければならないことといたしてあります。

さらに、その相手方は、七日間は無条件で解約ができることとし、再考の機会を与えることといたしてあります。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

を御説明申し上げます。

石油開発公団法の一部を改正する法律案

につぎまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

石油は、わが国の国民生活と国民経済を支える重要なエネルギー源であります。そのほとんど全量を輸入に依存しておりますので、わが国にとつて、石油の安定供給の確保はきわめて重要な課題であります。

石油の安定供給の確保は、石油産業の健全な発展のもとで、初めて実現し得るものであります。わが国の石油産業の現状を見ますと、その経営基盤はきわめて悪化しており、このまま放置すれば、石油の安定供給にも支障を来すおそれが生じております。

このため、政府といたしましては、石油製品の需要動向に見合った石油供給計画の策定や、石油製品価格水準の是正を図るための標準額の設定を行い、量と価格の両面から対策を講じてきたところであります。

しかしながら、わが国の石油産業は、多数企業による過当競争の弊害の発生等構造的な問題を抱えており、石油の安定供給の確保を図るためには、いま申し上げた量及び価格面からの対策に加えて、石油産業の構造改善が図られることが必要であります。

石油産業の構造改善は、石油企業がみずから行うものであります。構造改善の必要性に加え、国民経済及び国民生活における役割りなど石油産業の重要性を考慮しますと、政府といたしましては、石油企業が行う構造改善を支援する体制を整えることが必要であると考えております。このため、石油開発公社が構造改善事業に要する資金の出資及び融資を行うこととする次第であります。

今回の石油開発公社の一部を改正する法律案は、以上のような趣旨のもとに、石油開発公社の業務として、新たに石油製品販売業に係る構造改善事業に要する資金の出資及び貸し付けを行う業務を追加することとし、所要の改正を行おうとするものであります。

これは、国内における製品需要の動向や販売面

における実態等にかんがみ、まず、石油産業の販売面における構造改善を図ることが肝要であると判断したことによるものであります。

以上、この法律案の提出の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○稲村委員長 以上で両案についての提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○稲村委員長 次に、内閣提出、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○渡辺(三)委員 それでは、電気、ガス社債発行限度に関する特例法案について御質問申し上げます。

最初に、この特例法案の中身に関連をしますもので、いま北海道電力を初め電力各社から出されております料金改定について、若干御質問をいたしたいと思っております。

端的な質問であります。この料金の改定申請に対して、いま通産省の査定作業がどこまで進んでいるか、最初にお伺いしたいと思います。

○増田政府委員 料金申請につきましては、四月五日及び四月八日にそれぞれ二社の申請を受け付けておりました。直ちにこの申請書の内容につきましてのいわゆる聞き取り調査、並びに特別監査と申しまして、この申請内容につきまして、各会社に出向きまして、その帳簿その他によりまして調査をするという調査をいたしておりますが、これはほぼ完了をいたしておるわけでございます。さらに引き続きまして、電気事業法に基づく公聴会の開催を五月の六日、七日に四社について行っ

ておりますが、ただ、北海道電力につきましては十四日、十五日に公聴会がまだ残っております。そういうことで、この公聴会につきましては、大体十五日で全部が済むということになっております。

審査の方は、ただいま申し上げましたように聞き取り及び特別監査が完了いたしました。現在各原価項目について厳正なる審査をしておるということでございます。またこの審査が終わっておりますので、現在まだ作業中ということでございます。

○渡辺(三)委員 公聴会が今月の半ばに一応終わる、そしていま進めておる審査の作業が進行する、その後の改定についての結論を出すまでの間の作業準備といえますか、それは何々がありますか。

○増田政府委員 公聴会にありました意見その他を入れます。審査を進め結論を出すわけでございますが、この作業が、資源エネルギー庁の公益事業部内で一応の数字が出ますと、省内での関係各原局との調整というのを行います。さらに、物価の担当であります経済企画庁に協議をするということになっております。それが済みますと、物価安定政策会議、これは企画庁が主催して開くというところで、これにかかわるわけでございますが、さらに、それが終了いたしますと物価対策関係会議の議を経まして、そして認可の手続に移る、こういうことでございます。

○渡辺(三)委員 いまの見通しから言って、大体いつごろまでに結論をお出しになるつもりですか。

○増田政府委員 ただいま御説明いたしましたように、企画庁との相談その他いろいろございまして、私どもの方としては、現在の作業の進捗状況その他から言いますと、できれば六月上旬に認可に持っていきたいというふうに考えております。ただ、これは企画庁との相談その他ございまして、まだいまの段階でいつ認可になるというところを申し上げる段階ではございませんが、一応めどとしていま申し上げたようなことでございます。

○渡辺(三)委員 次に、経済企画庁の方にお伺いをいたしますが、いま出ておるのは四社の改定申請なわけですが、今度のこの値上げによる物価への影響をどのようにに試算したものがあればそれを明らかにしていただきたいと思っております。もしなければ、大体今度の改定の申請を前提として、物価への影響はどの程度考えられるか、その点を明らかにしていただきたい。

○喜多村政府委員 ただいま申請が出されております電力四社の申請額がそのまま認可されたと仮定いたしましたので、非常に一般的な計算でございますけれども、そう仮定いたしました場合の消費者物価への影響は、〇・一程度引き上げるものと考えられます。

○渡辺(三)委員 いま局長のおっしゃったのは、全国消費者物価指数だと思っております。いま出ておるのは、具体的には北海道、東北、それから北陸、九州、この四社になるわけですが、たとえば北海道、それから東北、これらそれぞれの地方における物価への影響は具体的にどの程度ですか。

○喜多村政府委員 これも十分厳密な計算をしていられるわけではございませんけれども、それぞれの地方に対して〇・五程度影響するものと考えられます。

○渡辺(三)委員 これからその他の電力五社が早晩改定の申請をやるのではないかと、こういうふうな言われておりますし、いま具体的に値上げの申請をしております四社に係る地方への物価への影響を返りを考えてみますと、決して少ないウエートではないと思っております。そのほかに、今回の料金改定に伴って、便乗値上げあるいは関連値上げ、こういうものについての分析はどのようになされておりますか。

○喜多村政府委員 ただいま申し上げました数字は、確かに直接的にCPIを引き上げる数字でございます。そのほかに関連の引き上げ部分もある

かもしれませんが、それについての計算はいたしておりません。

○渡辺(三)委員 それでは、これは通産省にお聞きをしますが、いま申し上げました質問と関連をしまして、たとえば電気料金の改定で特に影響を大きく受けるだろう、こういうふうには言われている業界、たとえばアルミ精錬であるとか、あるいは電炉業界、あるいは苛性ソーダ、セメント、つい最近では繊維関係も、中小零細企業が非常に多いということから、これに対しての陳情が通産省に行われたというふうには聞いておるわけですが、いま申し上げましたような幾つかの業界、これは今度の料金の改定申請に伴ってどのような製品に対する影響が出てくるか、その辺は通産省も十分に慎重に検討なさっておると思うのですが、その内容をひとつ明らかにしてもらいたいと思います。

○増田政府委員 今回の電力値上げが幾らで認可されるか、またこれは現在審査中でございますが、電力料金が上がることによります、ただいま御指摘がありましたように、たとえばアルミ、それから亜鉛精錬、それからソーダ、その他各業種に對しましては電力費というものがそれだけ上がるわけでございますが、ただ、これにつきましてはそれぞれの業界で事情が違います。

たとえばアルミにつきましては大体トン当たり一万五千キロワットアワーというものを消費するわけでございます、特にアルミが、よく言われますように電力のかん詰めということになっておりますが、ただ、アルミの精錬におきまして、いわゆる買電、つまり九電力から買います電力量というものは大体二割前後になるわけでございます、そういうことから言いますと、いわゆる自家発電あるいは共同火力から供給を受けるものと、それからいまの買電の影響というものと切り離して考えなければならぬわけでございます。それからまた、今回、これから結論を出すわけでございますが、特に負荷率の調整その他を行いましたときの特約料金というもので若干調整をいたしたいということも考えております。そういうことで、

いま申し上げました一万五千キロワットアワーが、直ちに値上げ率がかかるということではございません。

これらの影響というものは、非常にいろいろなファクターが絡み合っております。ただ、影響があるというところは、これは相当な影響を受けざるを得ないような状況にありますが、現在料金の査定というものの数字も出ておりませんので、それ何%とかあるいは何円ということでは、かつちり計算はまだできておりません。

○渡辺(三)委員 経企庁の物価局長にちょっとお伺いしたいと思います、この値上げをめぐって世にいろいろ言われておるわけでありまして、これも、当面は物価を抑える、安定をさせる、ここに経済企画庁の非常に大きな機能があると思えます。そこで、世に言われておりますところの、二段階に分けて値上げをする、こういうふうな考え方が経企庁に非常に強い、このようにわれわれは聞いておるわけでありまして、もしそうだとすれば、その根拠は何ですか。

○喜多村政府委員 先ほどエネルギー庁長官から御答弁がございましたように、現在のところ通産省におきまして精査が行われておる中でございます。したがって、この段階でまだその二段階であるとかどうかというふうな検討をすべき時期でございませぬので、私どもの方でそういう作業をしておるわけではございません。

ただ、いま先生仰せのごとく、その二段階という感想を出したものは経企庁でございますが、この根拠となっておりました理由をいたしましては、電力各社が出しました申請がそれぞれ三〇%以上という大幅なものでございまして、これが物価への影響及び景気回復の定着をさせる過程におきます影響、こういうものを考えましたときに、それは余りにも高いという感想を持っておりましたために、もしも仮に厳正な査定の結果、これから厳正な査定が行われるわけでございますけれども、仮にその結果の上で相当ショックキングな大幅な値上げというふうなことになるように

ば、これは私の申し上げましたような要因に対する影響が大きゅうございますので、この場合には何らか、その二段階というふうなものも一つの工夫でございませうけれども、そういうものも含めて措置を講ずるべきではないかという程度の感想を持っております。

○渡辺(三)委員 これは料金制度に絡んで後でも少し御質問を申し上げたいと思っております。その関連でいまお聞きをしたわけですが、通産省の、これはもちろん査定の作業中でありまして、明らかな結論が出ていないわけでありませんが、いま経企庁の方で物価との関連であるいは二段階値上げ方式というものも考えなければならぬ事態になるかもしれない、そういう考え方も言い方ですが、これについて通産省はどういうふうにして思っているのですか。

○増田政府委員 現在私どもの方は、申請書の内容につきまして、そのコストその他について厳正な査定を行っておる段階でございます。そういうことで、この電力料金の値上げにつきまして二段階にするとか一段階にするということには関係なしに、現在査定を行っております。ただ、経済企画庁の方で、いま喜多村物価局長が答弁いたしましたように、非常に値上げ幅が大きいときに何らかの工夫が要するということが聞いておりますが、私どもの方の作業といたしましては、いわゆる厳正なコストの査定ということで現在作業を続けております。

○渡辺(三)委員 重ねて御質問申し上げますが、経済企画庁は本来持っている機能からして、当然物価への問題は非常に重視をされていると思えます。通産省の場合には、この料金改定に伴って物価に対するはね返りがどうなるか、特に電気と関連の多い業界などの製品の値上がりなども含めてどう考えるか、こういう点については、通産省は直接そういう考慮はしない、あくまでも原価を中心にして妥当な数字を出すのだ、だから物価対策については考慮の外だ、こういうふうには認識して

いるのですか。

○増田政府委員 電気料金の値上げは一般家計にも非常に大きな影響を及ぼしますし、また、先ほど先生から御質問のありましたように、電力の多消費産業に對しましては、これも電力料金の値上げというところで、現在それらの業種が非常に苦しい状況の上に電力料金の値上げを受けるということについては影響が大きいということも十分考慮するわけでございますが、ただ、電力料金につきましては原価主義ということでやっております。ただ、原価の査定に当たりましては、このような物価の問題、それから電力の需要者に対する影響が非常に大きいということを十分頭に入れてながら、厳しい査定を行うということをやっております。

○渡辺(三)委員 電気事業審議会料金制度部会が一昨年出した新しい料金制度のあり方、この中間報告ですけれども、この新しい料金制度というものを打ち出された背景には、家庭用の電灯料金と産業用の電力料金との格差差正を求め、非常に強い大衆の声があったと思うわけですが、ところで、今回の料金改定申請では、その点はどのようにになっておりましたか。

○増田政府委員 昭和四十九年に電気料金の算定制度につきまして一部改めたわけでございますが、これは先生御存じのように、高福祉社会の建設という一つの旗印と、もう一つは省資源、省エネルギーという立場で制度の改定を行ったわけでございます。ただ、このときの原則は従来の原則の引き継ぎでありまして、原価主義の原則を立てております。ただ、いわゆるナショナルミニマムの制度をこの電灯料金に入れたわけでは、いわゆる三段階の料金制度ということを入れたわけでは、これもその原価主義を崩したわけではございません、電灯と電力についてそれぞれ原価主義で計算いたしました、電力の中で省エネルギーその他の立場、それから先ほど言いましたように福祉社会の建設という立場で、百二十キロワットアワー以下の消費者につきましては若干料金を下げると

います。

この考え方につきましては、今回の査定に当たりましても同様でございます。高福祉社会の建設と省エネルギーの立場というものを同様に継続して、今回の料金算定の基本的基準としていこうとでございます。それで、今回につきまして若干手直しいたしましたのは、料金の算定期間につきましては、三年原則はそのままでございますが、三年以内というものと得るといふのが第一点。それからもう一つは、業務用電力及び小口電力につきましては、いわゆる特別料金という制度につきましては、これは前回の四十九年の料金制度部会におきましての提言を受けておいたわけでございますが、若干の準備期間を要したということ、今回の料金査定に当たっては準備が整った以上はこれを取り入れるべきだという二点が変わっておりまして、それ以外については変わっておりません。

○渡辺(三)委員 具体的に中身を見てみますと、たとえ前回四十九年六月の料金改定の際の電灯料の引き上げ、これは九電力平均で二八・六％だと思ふのです。今回の申請を見ますと、北海道の場合は電灯は三八・三％、東北電力の場合には三二・〇三％、こういうふうな引き上げになっております。確かに前回四十九年の際には、先ほども申し上げましたように、電力料金と電灯料金との格差をやはり圧縮していく必要がある、こういうふうなことが言われておいて、前回の電灯料金の値上げ率になつたと思ふのですけれども、今回またそれが一層推進されなければならぬという考え方をわれわれは持つわけですが、数字はそういうふうなものでないのじゃありませんか。

○増田政府委員 前回の電力料金の値上げ率につきましては、たゞいま御指摘がありましたように総平均では五六・八二でございますが、電灯料金は二八・五九、電力料金は七三・九五ということ、電力料金の方の値上げ率が大きくて電灯料金のほうが低い。これによりまして、いわゆる電灯と

電力との比率というものが相当近くなつてきたわけでございます。かつては三倍ぐらい電灯の方が高かったものが、前回の値上げによりまして一・五から一・六という数字になつております。ですから、五割ないし六割アップということになつております。

それで、今回の値上げ申請につきましては、この四社の値上げ申請は平均三三・三三でございます。このうち電灯が三一・九八、電力が三五・五五でございます。やはり電力の方の値上げ率が若干上でございますが、前回に比べてそれほどの差がないという点に、電灯に対する配慮がないのじゃないかという問題があります。

これにつきましては、私どもの方は申請を受けまして現在査定中でございますので、この査定結果が出ないとこの電灯と電力の差が出てきませんが、ただ、これにつきましては先ほども答弁でちよつと御説明申し上げましたが、電力の原価をばじきますときに、電灯と電力とそれぞれの原価をはじくわけでございます。ですから、総括原価をばじくわけでございます。前回は電灯の値上げが高かった理由は、御存じのように電灯の原価といふものにはいわゆる送配電費といふものが非常に大きなウェートを占めるわけですから、前回の値上げは、大体石油の値上げといふものに基づきましての値上げが大部分の理由でございます。そうなりますと、電灯の方ではほかの費用、送電関係が非常に入りますので、同じ石油の値上げを、原料費が上がりまして全体にかかる率が低くなるということ、この差が出たわけでございます。

今回の値上げにつきましても原料費も入つておりますが、それ以外の資本費、それから修繕費その他の費用が入つております。そういうことで、この差が出ておりますのは、前回は原料である石油の値上げが大部分の理由であつたという点との違いでございます。いずれにいたしましても、電灯、電力の差といふものは原価をはじいて出て

くるわけでございます。

○渡辺(三)委員 先ほど長官の方から、三月二十五日に開かれた料金制度部会で前回の四十九年三月のものを一部見直した、その内容は、いわゆる三年間の問題、それから通増の問題だ、という御説明があつたわけですが、先ほどの経済企画庁の答弁にこだわらるわけではございませんが、もし二段階値上げ方式といふふうになつた場合には、この原則三年間といふものが一年方式といふふう

に解釈されますか。
○増田政府委員 この三月に開きました料金制度部会におきまして、料金の算定期間が原則三年で、ただし、三年以下も事情によつて採用し得る、こういうふうになりました。この前の四十九年と違ひますのは、三年原則だけれども一年もとり得るというのに対して、三年以下いづれもとり得るといふ点が違つたわけでございます。今回の申請は、二年を原価計算期間として出しておるわけでございます。二年の、つまり昭和五十一年度、五十二年度において総括原価として幾ら要るかということに基づいて原価をばじき、それに対して料金との差が出ますので、それが値上げ率といふふうにして計算されるわけでございますが、たゞいま御質問のありました、二段階制度といふものをとるときに二年原則が変わるのかどうかという御質問の趣旨だろふと思ひますが、これにつきましても、原価は二年でとつて、そして本来なら一本価格で認可すべきものを、二段階の場合はこれを、たとえ五十一年度の料金は若干低く、五十二年度の料金を高くするということ、原価計算期間については変わらないものと私どもも解釈しております。

ただ、正式に二段階方式の具体的内容といふものを私どもも詰めておるわけではございませんし、先ほど御説明申し上げましたように、現在は査定といふものをやっておりますので、その一段階、二段階といふことは頭になしに、頭にないというよりも、むしろ一段階といふことの方で全部査定の作業中でございますので、お答えするとすれば、やはり二年の原価計算期間でいまのような高低をつけるということにならうかと思ひます。
○渡辺(三)委員 電気料金の認可基準としては、原価主義の原則、さらに公正報酬の原則、あるいは需要家に対する公平の原則、こういうものが法定されていると思つたわけですが、
ところで、四十九年の場合には、総括原価の中で占める燃料費、これはいまもお話がありましたように非常に大きなウェートを占めておる。この石油価格の動向が現実には今回の申請について審査をする際にも非常に影響が大きいといふふうにか考へるわけでありませうけれども、それと同時に、為替相場の変動も重要な要因の一つであらうかと思つたわけでありませう。ちなみに、現行の電気料金はいわゆる原価としての燃料費計算、このベースは二ドル二百八十円レート、こういうふうになつておると思つたわけですが、これが前提になつておると思ひますけれども、今後の見通し、あわせて前段に申し上げました石油価格の今後の予想、これをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。
○増田政府委員 為替レートのとり方、それから原価価格の今後の予想ということについてお答え申し上げます。
まず、為替レートでございますが、四十九年度におきます料金算定をいたしましたときの為替レートは二百八十円で計算いたしましたわけでございます。これは当時の過去三ヶ月間の平均数値といふことで二百八十円をとつたわけでございますが、御存じのように、その後数ヶ月で二百九十円になり、三百円になつてしまつたということ、ここには二百八十円といふものが計算としては実態に合わない点もあつたわけでございます。
〔委員長退席、橋口委員長代理着席〕
それで、今回について申し上げますと、申請は三百五十円で出ておりますが、これは査定につきましては現在作業中でございますが、先ほど申し上げましたように、前回の料金算定の計算、あるいは過去におきましてたとえば石油の価格その他を

計算いたしますときに、大体従来通産省がとっておりますのは、認可いたします日の以前の三月月の平均レートをとるといふの原則としておるわけでございます。

それからもう一つ、石油価格の問題でございますが、申請におきましては石油価格につきまして現行の価格を入れております。ただ、これは燃料費につきましては実際の原価計算ということで、過去のいわゆるストックというものをいれまして原料費をはじくわけでございます。ですから、たとえば今回の申請におきましては、昭和五十一年度及び五十二年度使用いたします石油の原価が幾らになるか、その中には五十一年の三月末現在のストックも投入するということになりますから、それは現在価格よりは若干安くなる、値上がりしておるときには安くなるという形になるわけでございます。

それから、原油の価格の今後の見通しというのは、申請では、昭和五十一年度におきましては現在の価格の横ばい、それから五十二年度においては五%アップという申請になっております。これをいかに査定するかは、現在検討中でございます。

○渡辺(三)委員 それから次に、これはしばしば問題になりながらどうもつきりした答弁をまだいだいておらないような気がするわけでありますけれども、料金規制における適正利潤というのは通産省はどのように考えておられますか。

○増田政府委員 電力料金の利潤の問題につきましては、先生御存じのように、いわゆるレートベース方式というものをとっておりまして、各電力会社の資産というものを対しまして八%のいわゆる報酬率というものを計算いたします。この報酬率の中から支払い金利というものを賄い、また、その配当もこれによって賄う。そして、その残りがいわゆる配当後の利潤として計上される、こういう形になっておるわけでございます。現在のレートベース方式、この八%につきましては、これが高いとか低いとかいろいろ議論がございますが、

これは今後の電力業界が安定的に経営を維持し、またその必要な増資を行う、あるいは社債発行を行うためにやはり八%の事業報酬というものが一つの合理的な基準ではないかというふうな考えをお持ちですが、これにつきまして現在査定を検討中でございますが、申請は八%で出ておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 いまの問題で、これはひとつ大臣からお答えいただきたいと思うのですが、言うまでもなく、物価動向は一応鎮静した、こういう言われ方をしておるわけでありますけれども、しかし、大衆が現実生活をしていく上での生活必需品、これは数字で示されておるようなものを、実際生活を行っていく上での差異というものが非常に強いのではないか、大衆は現実生活にそういうふうな考へておるわけですか。物価を本当に安定させていく、このことは当面政府を挙げての非常に大きな施策の中心であろうかと思ひますけれども、こういう段階でいま料金改定の申請が出ておるわけですか。

そして最後に、料金の問題については、私、適正利潤の問題も御質問申し上げたわけでありますけれども、この適正利潤についての大臣の考へ方をひとつお伺いしたいと思ひます。

○河本国務大臣 この電気料金は、産業にとりましても国民生活にとりましても非常に大きな影響のある問題でございますので、先般申請を受け付けまして、現在慎重に審査をしておるところでございます。先ほど来、長官が答弁いたしましたように、その査定の基本方針は、産業、国民生活に非常に影響があるということで、非常に厳正に査定をしておる。

査定の基準につきましては、御案内のように電気事業法第十九条以下数項目にわたって規定がございますが、特に適正なる利潤、適正なるコストといふこともさることながら、やはり能率的な経営といふことが非常に大きな前提条件になっておりますので、能率的な経営をしておるかどうか、それから適正な利潤とはどうか、それから適正なコ

ストはどうか、こういういろいろな点を総合しまして厳正に査定をしておるわけでございますが、いま御質問の適正なる利潤とは何ぞやということにつきましては、長官が答弁したとおりでございます。

○渡辺(三)委員 どうも必ずしも明決な御答弁をいただいたとは思いませんが、時間の関係がありますから、後で、関連をして質問をすることにしまして、今回のこの特例法案の具体的な中身に入っていきたいと思ひます。

この特例法案が提出をされたらば資金需要の基礎としては、次のように要約できると思ひます。第一は、六十年度までの電力の需要見通し、これをまず立てた、それから第二は、それに見合う電源開発の計画を具体的に立てた、その上で、それに要する工事費を算出した、その資金調達のためにどうしても社債発行の限度枠を現行の倍にしなければ資金調達はできない、こういうふうなことから今度の特例法案の提出になったと思ひうわけでありますけれども、そこで、昨年まとめられました電気事業審議会需給部会の見通しについて、三、四質問したいと思います。

この見通しによりますと、昭和六十年度末には一億九千二百二十万キロワットの設備を必要としておる。その電源構成が水力、火力、原子力それぞれ出されておるわけですが、こういう設備を必要としておるというふうな想定をしたその場合のわが国の経済成長の見通し、あるいは国民総支出の伸び率、これをどのように見たのですか。

○増田政府委員 昭和六十年度におきまます電力総需要量をはじいたわけでございますが、その基礎といたしましては、実質国民総支出、いわゆるGNPの実質成長率というものを昭和四十九年度から六十年年度六・一%ということではじいたわけでございます。

○渡辺(三)委員 これは政府の今後の五十年ないし十年の長期にわたるわが国の社会経済の基本計画というものが、内容すべてを含めてまだ完全に明らかになっていないと思ひうわけですね。その中

でこのGNPの伸び実質六・一%、こういうふうな試算をされるについては、政府のどういう機関が総合的に検討され、調整をされたのですか。

○増田政府委員 この十年間の実質成長率につきまして検討をいたしましたのは、通産省に設置されております産業構造審議会におきまして、今後の十年間の成長率というものを試算いたしましたわけでございます。これに基づきまして、産業構造の長期ビジョンというものを発表いたしましたおるわけでございます。ただ、この成長率その他につきましては、一応関係各省にも御相談申し上げておりますが、政府の正式の成長率の発表ではないわけでございます。

○渡辺(三)委員 時間がないので先に少し進みますが、電源の立地なんというのは依然としていまでも変わりありません。こういう状況の中で、膨大な施設を今後次々につくっていくかしなければならぬ、こういう状況にあるわけですが、必要電源立地地に対する、電調審がすでに決定をした、ここにこういう規模のものをこのように立地をすと決定をしたその率というのは、どのぐらいになっておるのですか。

○増田政府委員 五十年度の計画に対しまして、実際に着手に入っておりますのが、比率にいたしまして六五%でございます。

○渡辺(三)委員 昭和六十年度までに開発が必要とされておりますのは一億三千万キロワットです。これに対して半分弱といふのですか、そのぐらいい、電調審ではまだ半分足らずしか決められていないと思ひますけれども、これに対する一つの確信といふのですか、見通しはどうですか。

○増田政府委員 昭和六十年度におきまして、電力の設備を一億九千二百二十万キロワットに持つていく、これが先ほど申し上げました経済成長率に合わせまして、電力の需要、それに必要な設備といふことで電気事業審議会の需給部会で検討した結果でございますが、ただ、これにつきましては、先ほど申し上げましたのは、五十年において着手すべきものが、一応現在のところ六五%着手に

なっていることを申し上げたわけでございます。この六十年年度の一億九千二百二十万キロワットに到達するための毎年度、毎年度の計画をそれぞれ立てまして、その年度に着手すべきものを立てるわけでございますが、その着手率が、先ほど申し上げましたのは五十年年度では六五%、こういうことでございます。

○渡辺(三)委員 それはわかるのです、毎年、毎年そういう計画をしていくということは、ただ、これまでの経過を見ても、これだけ必要なのだということに対して、実際問題として、環境の問題あるいは公害に対する住民のいろいろな問題から、進んでいないというのが実態だと思われたいです。したがって、これは電力各社は当然でありますけれども、政府がこれに対する相当の具体的な手だて、施策を進めていかないと、事実上これは絵にかいたモチになってしまうのではないかと。そういう意味で、この面における国の積極的な施策というものをどのように考え、どのように計画をされておられるのですか。

○増田政府委員 電力は国民生活につきましても不可欠のエネルギーでございますし、また産業にとりましても、産業を動かすいわゆる動脈、血液の役割りを果たすわけでございます。そういう意味で、今後の必要とされます電力の安定的な供給を確保するというのが国の施策としてきわめて重要なものがございます。そういう意味で、必要な電力量というものの供給を確保するためのそれぞれの設備の建設が要るわけでございます。しかも、これは相当早くから手がかけませんと、建設までの期間が相当長期にわたるといふ点もございまして、これを推進するためには、やはり資金の確保というのが一つの大きな問題でございますが、資金の確保の一端といたしましては、今回お願いいたしております社債の特例法も、この設備確保の一翼を担うわけでございます。

また、この電源開発をいたしますためには、これを建設いたします地域の住民の方々の十分な御理解と御協力を得なければならぬわけでございます。

ます。これにつきましましては、電力の需要の増加に伴って電源開発の必要なことを十分理解を得られるように説明をしていくという努力を、国も、また電気事業者も重ねていかなければならないわけでございます。

また、もう一つの議論をいたしまして、電源開発をいたしますとどうもその地域の繁栄にそれほど役立つのではないかと、工場が行けば相当雇用増加とかいろいろなることになりませんが、電力についてはそれほどの大きな効果を及ぼさないのではないかということ、いわゆる発電用施設周辺地域整備法その他電源三法ということによりまして、この発電所の周辺地域の公共用施設の整備のために相当大きな交付金というものを交付するというところで、昭和四十九年度から交付金を交付いたしてございまして、この地域の住民の方々の福祉の向上に役立つとすること、これによりまして電源開発につきまして御協力をお願いするたのめの一助とするということも行っているわけでございます。

○渡辺(三)委員 安全、それから環境整備、こういうふうなものが非常に強く前提にならなければ、この立地難というものは解消しない。これはもうあらゆる機会に言われていることですから、いままさら繰り返そうと思いませんけれども、少し具体的に、国の積極的な施策の中で、原子力発電における放射性廃棄物の処理センター、この設立準備の状況はどういうふうになっているかという問題が一つ。

それからもう一つは、いま長官がおっしゃいました電源三法でございますが、この機能の状況、いままでの実績、これをひとつ明らかにしていただきたいと思っております。

後段の方は、数字その他の問題で非常に膨大になれば、後で資料でいただいてもいいのですけれども、おおよそ明らかにしていただきたい。

○増田政府委員 原子力発電につきましまして、いま先生から御指摘がありましたように、安全の確保及び環境の保全、これは第一番目に持っていていかな

ければならない問題でございます。そういう意味で、廃棄物の処理につきましても、これを今後推進していきましますために廃棄物処理センターというものを近く発足させるということで現在準備中でございます。これは間もなく発足するという予定になっております。

それからもう一つ、電源三法の実施状況について申し上げますと、現在までこの公共用施設の整備のためのいわゆる整備計画というものが、五回にわたりました七十五地点の計画が作成されておりました。総額五百五十七億円の事業に對しまして四百二十五億円の交付金を充當するということと決定してあります。ただ、実際の交付金の交付済みについて申し上げますと、四十九年度は初年度であつたために、これは三県に對して十億一千万円、それから五十二年度は三十二道府県に對して百十五億七千万円の交付が決定されております。

○渡辺(三)委員 次に、六十年年度までの工事資金が四十七兆六千億というきわめて膨大な計画、その資金調達に今度の法案も役立てるといふことになるわけでありましても、この中でひとつお聞きしておきたいのは、この借入金と財政資金について具体的ににお聞きをしたいわけですが、借入金には外資を含めて十一兆一千五百億、このように計画をされておられます。それから財政資金は三兆九百億、このように見通されておられるわけでありましても、この中身をもう少し具体的にのべておられますか。

○増田政府委員 ただいま先生がおっしゃられましたように、五十一年度から六十年年度の工事資金全体で四十七兆六千億要るわけでございますが、この中の借入金と財政資金でございますが、これは五十一年から五十五年の借入金金は三兆六千五百億、それから五十六年から六十年が七兆五千億、全部の中の構成比が大体二四%ということになっております。

それから、財政資金につきましては、五十一年から五十五年が一兆百億、五十六年から六十年

が二兆八百億、これは構成比が六・五%ということになっております。

○渡辺(三)委員 借入金の中で、説明によりましてこれは外資を含むということになっていて、この中で、これはインバクトローンですか。

○増田政府委員 外資につきましては、現在まで実績が非常に少ないわけでございますが、いわゆるインバクトローン、それから将来の考え方としては外債というものも考えておりますが、ただ、電気事業につきましては、従来からも外資の受け入れというものが非常に低い率という実績でございます。

○渡辺(三)委員 いまおっしゃいました外債も含む、今後の問題としてはそういうことも考えなければいかぬだろうと思つておりますが、これは数字の上で一応の計画が立っておりますのですか。

○増田政府委員 借入金の内訳の中に外資を含むということでございますが、これの具体的な計画は立てておりません。

○渡辺(三)委員 あと数分しかありませんから、最後の質問にならうかと思つておりますけれども、電力債の消化の問題で、これまでの実績を見てまいりますと、銀行その他の引き受けよりは、個人の引き受けといふ感じが、これが非常に大きい、このことは確かでございます。状況としては言えるわけでありましても、これが今後相当膨大な発行になっていくわけでありまして、社債の手取り額が十四兆九百億、こういうふうな相当膨大な発行に今後なっていくわけでありましますから、これについて引受先、消化先の見通しはどのように立てておられますか。

○増田政府委員 電力債の今後の消化につきましましては、銀行その他の金融機関が大体三〇%、それから個人消化を約七〇%という想定にしております。また、電力債の伸びにつきましては、年率二〇%程度というふうな考えをしております。

○渡辺(三)委員 福田副総理がお見えでありますから、最後に一言、長官の考え方を聞きたいと思つておりますけれども、相当膨大な設備を必要と

する、そのために十年間で四十七兆もの設備投資をしなければならぬ、だから、いままでの社債の発行限度額をさらに倍にする、こういうふうなことなんでありますけれども、これはもう一つの問題としては、増資に頼って資金を得るいわば内部資金は、非常にコストが高くつく。しかし、社債の場合には、増資の場合と比較してコストが比較的安い。こういう点も着目された大きな原因だと思われたい。

いま冒頭ずっと申し上げましたように、電気料金の改定の問題があるわけでありまして、けれども、要するに社債の大幅発行、限度額の引き上げというふうなものも、国民生活に重要なかわり合いを持つ電気料金をできるだけ抑えるというふうなことで物価政策にも大きく寄与させていかなければならぬ、こういうふうな点も考慮の中にはあるのではないかとわれわれは考えるわけではあります。

そういう点と関連をしまして、料金改定の問題について先ほど物価局長にいろいろ御質問申し上げたわけでありまして、今回出されております料金改定については本場に極力抑えてもらわなければならないと思っております、そうでなければ、わざわざ特例法案まで出して社債の発行限度額を上げた意味も半減するのではないかと、こう考えるわけではあります。そういう問題については長官の考え方を最後に伺って、質問を終わりたいと思っております。

○福田(赴)国務大臣 申し上げるまでもございせんけれども、電力事業は国の基本的な産業でございます。この事業の経営が安定的にいきまないと、わが国の社会経済全般に大きな影響がありますので、電力事業が安定的に経営できるように料金はしなければならぬ。しかし同時に、いま御指摘がありましたように、これは家庭にも企業にも非常に大きな関連を持つわけではあります。家庭の、あるいは電力消費企業の負担が急に激増するというようなことがありますと、これはまた国家、社会を維持していく上におきまして問題がある。その両々にらみながら、その調整をどの辺に落ちつけるかという点を慎重に、また厳重に審査いたしまして、最終的な結論を得たい、かように考えております。

○橋口委員長代理 勝澤芳雄君。

○勝澤委員 福田経済企画庁長官に最初にお尋ねいたしますが、いま電力料金の値上げが提出されておるわけでありまして、四十九年の六月に五七%の値上げをしながら、今回は最高で北海道電力が三九%という大幅な値上げ、これは国民生活に大変な影響がある、少し高過ぎるんじゃないか、二段階方式も考えなければならぬ、こう言われておるわけでありまして、まず大臣のお考えをお伺いいたします。

○福田(赴)国務大臣 電力料金問題に對しましては、電力企業が安定的に経営できるようにということは一方において考えなければならぬ。同時に、その料金の改定の結果、いまお話しのように家庭に相当大きな影響がある、また電力消費産業にも重大な関連を持つ、そういうことで、やはり企業が安定的に経営できるようにどの程度の料金を必要とするかという原価計算を厳重にしなければならぬと思っております。

原価計算が出て、この程度の料金改定はやむを得ないという線が出ましたその上で、仮にその結果北海道電力がいま申請してきておるようにならぬというふうな高い改定が必要な原価状況であるというふうな結論が出た、しかし、それをそのまま認可するということにならぬ企業や家庭に重大な影響がある、そこで、その原価計算が出た上で、その結果を踏まえて、どういふふうにか、これを企業や家庭に重大な影響なしに決定すべきかというところをよく通産省と企画庁との間で相談をして、そして最終的な電力料金改定の結論を得たい、こういうふうな考えをしております。

○勝澤委員 三九%は高過ぎる、産業や国民生活に大変な影響がある、そこで考えるということですが、具体的にどうお考えになりますか。

○福田(赴)国務大臣 三九%一挙に電力料金が上がりましたと言ったら、私は大変ショックな影響が家庭に對しても企業に對してもあ

ると思っております。そこで、一体適正原価はどうだということをや厳重に審査いたしまして決める。その原価審査の結果、その高率に上げぬでもいいという結論が出れば、そのまま認可するということにしてもいいと思っております。しかし、そうでなく、これが三十何%も上げなければならぬというふうな原価計算の結果だということになりますと、一挙に上げるといふことにはいたしません、私はこれは重大な問題だと思っております。

そこで、私といたしましては、そういう際にならぬにこの引き上げをやっていくには一体どうするかということについての方法、また原価計算が出た段階じゃないものから、その方法論については通産省と全然相談しておられませんけれども、原価計算が出ましたその上は、なだらかな料金決定という方式、どういふふうにするかということについては十分詰めてみまして、そして料金引き上げの影響がこれまたなだらかに吸収されていくというふうな形にいたしたい、かように考えています。

○勝澤委員 三九%、大変ショックだ、こう言われているわけでありまして、そのなかからかというの、具体的にどういふことなんでしょうか。どうも三九%はショックだというのはわかりました。では、二〇ならいいの、一五ならいいの、そこはどうかお考えになつておるのですか。

○福田(赴)国務大臣 そこまでまだ詰めて考えていないのです。この問題をどういふふうにするか、通産省との間ではまだ相談いたしておりませんが、けれども、とにかく原価計算を見なければいかぬ。原価計算を見て、その上で、どういふふうな最終決定にいたしますか、結論を得るといふことなわけです。原価計算の幅を見まさんと、これはどうも初年度がどうか、いま直ちにどうかとか、そういうふうな結論は出ない、こういう段階でございます。

○勝澤委員 しかし、そうは言っても、大体どれくらいまでならいいだろうけれども、どれ以上

じゃちよつとそれは無理じゃないか、二段階にするのか滑らかにするのかという標準が示されていないと、国民は不安だと思つておる。もう北海道電力で三九・一五とパーセントを出しているのですから、それをやってみると、大体どれくらいまで腰だめでいくだろうか、いやそれは無理だよ、こういうのを、やはり物価大臣である企画庁長官としては、いまやっている段階で一つの方向を具体的に示さなければいけないんじゃないかという気が私にはありますが、これは無理ですか。

○福田(赴)国務大臣 一応そういうお感じを持たれる方もあるかもしれない。しかし、問題は、その原価計算の結果、適正な料金はどの辺かという結論が出てきまないと、直ちに引き上げを行う、その幅がどうであるかということには出てこないです。わりあい低い原価計算の調査の結果の料金改定所要率というものが出てきたという際におきましては、そのままこれを是認するということになるかもしれないが、非常に高い結果が出てきたという際には、初めの率をどういふふうにするか、その全体の高さというものが、初めの、着手する改定幅に大きく影響してくるので、あらかじめ幾らというふうな考え方はいま持つておらないのです。

○勝澤委員 自民党の松野政調会長は、三〇%以下だとすばり言っているわけでありまして、内閣におられる副総理の立場からは、なかなか言いにくいと思つておられる……。

そこで、原価計算をして、その原価計算に基づいて、適正原価というものが一体どこまでなのか、こういうことなわけですけれども、国民の立場から見ると、料金値上げが出された、公聴会も開かれた、いろいろ意見を言った、だけれども、査定しているのは申請を受けた通産省で、監督している通産省だ、どうも信用ならぬじゃないか。

〔橋口委員長代理退席、委員長着席〕
もう少し料金の審査のあり方というものについて第三者的な意見を加えることができないだろうか。いま通産省でやっている。通産省で決定した

段階で、経済企画庁としての協議なり審査というものがされる。だから、考えてみると、それにもう一つ消費者が国民の利用者か、こういう者を入れて、だれが見てもガラス張りで、計算してみれば料金は改定しなければならぬ、これは無理だという、国民のコンセンサスを得るような料金の決め方というものについては、大臣、どうお考えになりますか。

○福田(越)国務大臣 電力料金の改定につきましては、ただいまお話しのような筋から公聴会をやつて、そしてその地区の関係の方々の意見も料金改定に反映されるような仕組みをとつておることとは御承知のとおりです。そういう公聴会などの過程を経まして、通産省が通産省としての意見を企画庁に申し出る。企画庁におきましては、さらにまた御指摘のような考え方を実行するために物価安定政策会議というのがある。この会議は消費者の方も相当入つておられるわけです。そういう会議の意見も聞き、そして最終的な決定を下す。かなり需要者側の意見も聞く仕組みになっておるわけでありまして、私は、この今日の仕組みにおいて使用者側の意見は十分料金に反映される、かように見ております。

○勝澤委員 公聴会に対する国民の意見というのは、かつての公聴会の希望者よりもいまは数倍にふえておられるわけでありまして、そういう点から考えてみますと、ただ単に料金問題だけでなく、経営内部の実態、事業の実績等々についても深く掘り下げた議論がされておるわけでありまして、だから、仮の話でありませぬけれども、通産省で公聴会をやるのじゃなくて、経済企画庁で電力料金の公聴会をやる、こういうようなことでもお考えになつて、経済企画庁というのは物価についてとにかく国民の意見を吸収するところだということになるか、どういふようなことでもお考えになりますか。

○福田(越)国務大臣 通産省で公聴会をやつておりますが、重ねて企画庁でまた公聴会をやるというところは、私は重複だと思つております。通産省段階で十分消費者側の意見も聞く、こういうことで必

要にして十分かというふうに思いますが、なおその上に、企画庁といたしましてはかなり消費者側の立場を聞く機会があるのです。物価安定政策会議に付議いたしましたして、そして意見を聴取する、その意見を踏まえて通産省と話し合ひ、また、適正な料金決定が得られるように努力する、こういう努力をしておりますので、いまの仕組みは、かなり消費者の立場が料金決定に反映されるような仕組みになつておるのじゃないかと私は考えております。

○勝澤委員 大臣、これは別な話ですけれども、たとえば飯山でよく災害が起きるわけですが、飯山保安行政をどこでやつておるのだ、労働省でやつておるのか、そうじゃない、通産省でやつておるのだ、飯山保安の行政ぐらひは、保安行政だから労働省でやつたらどうだろうという議論が長いことあるわけでありまして、ですから、たとえば物価の問題などは、経済企画庁にわざわざ物価局長なんというのがあるのですから、電力料金という国民の生活や産業に大変大きな影響があるものでありますから、それは許可する通産省でなくて、経済企画庁が公聴会をやつていろいろ意見を聞いて、その意見に基づいて通産省との問題を調整するぐらひのところまで、消費者の意見を入れる、国民の意見を十分取り入れる、いまでも入れていないとは言ひませぬけれども、私はそういう発想の仕方というものを考えるときに来ているのではないかなという気がするわけでありまして、これはなかなか経済企画庁というのは実力のあ

る大臣でなければさういふことはできないわけでありまして、いままさに実力のある副総理ですから、副総理がおるようなときに、それは事業官庁である通産省がやつておるということではなくて、それを監督する、そして直接結びついている経済企画庁というものがやるように――私はよく炭鉱の災害が起きるたびに思つております。通産局でやつておるのはいま、何とか労働省でやれぬのか、労働基準局でやれぬのか、こういうことをよく言うわけですが、まあ無理でしようけれども、もう

一回、いかがですか。通産省も産業の立場ばかり考えているわけではございません。通産行政一つ一つを執行する上におきまして、これが国政全体にどういふ影響があるかということも当然考えるわけでございます。企画庁も物価ばかり考えているわけではございません。物価ももちろん重要でありますけれども、一つ一つの企画庁の行政が経済全体にどういふ影響があるかということも考えているわけでは、重点の置き方はそれぞれの官庁で違ひますけれども、しかし、勝澤さんの御提起の問題、消費者側の意見というものをなるべく多く料金決定に吸収しなければならぬというお話はごもっともでございますので、なおこの上とも私どもはそういう方向の努力をいたします。

○勝澤委員 もう一つついでに、副総理、これは答弁は要りませぬけれども、聞いておいていただきたいと思つております。いま、原子力についての国民の不信といふますが、あるいは原子力発電所をつくるに於いての障害というものがたくさん出ておるわけでありまして、それは、原子力についてのいろいろな解明がまだなされてない。また、少し事故が起きるとそれが過大に見られる場合もありますし、原因が十分追及されていないということがあつておるわけでありまして、

しかし、考えてみますと、原子力発電所を一番中心になつてやつておるのは実は通産省の公益事業局で、通産省というものはどうも事業官庁と見られやすいわけでありまして、ですから、それが科学技術庁という立場だと、科学技術庁というのは国民から見ると通産省よりも科学的な立場もすぐれているし、そして科学的にも考えてくれるものだと、錯覚という言い方がいゝか悪いかわかりませぬけれども、そう実は思われているわけでありまして、そういう物の考え方をして、原子力発電所というのは科学技術庁が絶対権限を持つておるのだ、それに基づいて、その指導に従つて通産省がやつておるのだ、こういう形の置きか

えをしていく。どうも通産省というところ、あれは大企業の代表で企業の立場ばかり考えている、こゝう思われるわけでありまして、それは国民に対する物の考え方を變えたいといふことが、理解させるといふことが、そういう考え方から問題の取り扱いを決めていかなければならぬのではないだろうかと思つております。

飯山保安の問題から電力料金の問題まで挙げてみましたけれども、せつかく副総理においでいただいたわけでありまして、その点はひとつ、私

○増田政府委員 今回の社債の特別枠につきましては、限時法で出ておるわけでございます。これにつきましましては、十年間を限つて現在の社債の限度額を二倍に引き上げることでございます。この理由は、今後十年間に特に資金の需要が急増する、こういうことでこの十年間の特別扱いをお願いするといふ趣旨でございます。

なせ十年間資金需要が急増するかとこのことについて申し上げますと、一つには、電力の需要増加の中に、負荷率の低下というもので、そのため需要よりもさらに上回つた設備を設けなければならぬといふ点がございまして、この関係で一番大きなのは、やはり冷房需要の急速な拡大という点がございまして、これも十年後には頭打ちになるというふうなことを考へておられます。それからまた、最近の資金需要の急増の一つの理由といたしましては、公害防止設備の増大が大きく出ておることも、これにつきましても、十年たてば一応公害防止設備については必要なものが設置されること、それ以後は新しい設備につく公害防止設備で十分であつて、従来の旧設備につける分はこ

の十年間で一巡する、こういう考え方でございませう。そういう意味で、今後十年間は設備投資の資金の増加が非常に大きいということで、これに対処する電源設備の拡充を行わなければならないというところであります。

また、いま申し上げましたのにつけ加えまして、電源構成の中の石油依存度の低下ということも今後電力の安定供給のために行わなければならない。これには、具体的には水力とか、LNGとか、原子力とか、地熱とか、いろいろ新しい石油火力以外の設備を進めて、電源構成を石油依存からできるだけ脱却させるという点があるわけでございます。

さらにつけ加えて申し上げますと、現在電気事業会社の資産の簿価と時価につきまして相当著しい乖離がございしますが、このために内部資金の充足率が低下しております。これにつきましても今後十年間には問題をできるだけ解決していくというところで、以上いろいろ申し上げましたが、そういうような理由から資金需要が特に増大し、また、それに対処するために社債が必要であるこの十年間に特例法をお願いしたい、こういうことで限時法でお願いしておる次第でございます。

○勝澤委員 特例法と言っても、十年の臨時措置をして、さらに十年経過措置をされているわけですが、このごろの三木内閣を見れば、来年の景気がどうなるかわからぬのですから、十年後のことをいまここで長官が幾ら約束されても、長官自体がわかってなくて御答弁されていると言えれば失礼かもしれませんが、しかし特例法という出し方そのものが私はどうもインチャキのような気がしてしょうがないのですよ。やはり電気事業あるいはガス事業という立場からこうしなければならぬというところで出してきたという素直なわけではなく、なるほどという一つの考え方もあるわけでありませうけれども、十年間に特別需要が多くなるのだからということでは、いまの政治の実態から言って、それは今日のような石油危機が来て、今日のような景気が悪くなつてなるといふこと自体

が十年前から考えてわかった人というのは社会党ぐらゐなものじゃないか、こう思うのですけれども、そう思つて考えてみますと、これはやはり特例法という名をかりた恒久立法だという気がするわけでありませう。

余り詰めてもあれですから、そこで、二倍を四倍にした根拠というのが、いろいろ説明を聞くわけですが、どうもこれもよくわからないのですが、ちょっと何かわかりやすく御説明をいただきたいと思つたのです。

○増田政府委員 お答え申し上げます。今後十年間の電力における設備投資というものが大体四十七兆六千億要するということが想定されておるわけでございますが、現在の社債枠の限度、あるいは増資のテンポ、それから借り入れの問題、あるいは財政資金の問題その他の限界というものを計算いたしますと、昭和五十五年度までには約五兆円資金調達が非常にむずかしい。それから、五十五年から六十年度におきまして十二兆円がむずかしい。合計いたしましたら、四十七兆六千億のうち十七兆、約三分の一というものの調達が非常に困難であるという状況になつておるわけでございます。

そういふことから、現在あります社債の限度枠を二倍に広げまして、これによりまして資金の調達をいたしたいというのが、今回四倍をお願いし、またガス事業について二倍をお願いしている理由でございます。この社債の限度枠というものを二倍というところで特例をさせていただければ、十年間の現在見通しております設備投資のための必要資金は調達できるといふことで、十年間の特例法をお願いしている次第でございます。

○勝澤委員 金が必要だから枠を広げるということとはわかるわけですが、なぜ電力とガスだけこうしなければならぬかということ、これはよくわからないわけですが、その点をちょっと御説明いただきたいと思います。

○増田政府委員 ほかの業種につきましては、これは商法二百九十七条の一般原則によるわけござ

います。今回特に取り出して電力事業及びガス事業につきまして特別の取り扱いをしていただきたいということにつきましては、一つには、電気及びガスというものが基本的なエネルギーで、これの設備というものを相当早目に確保し、もと、もしその供給が不足するということになりますと非常な悪影響を国民経済全般に及ぼすということでございます。

また、この電気事業及びガス事業につきましてはそれぞれ業法がございまして、各種の設備の新設あるいは販売するときの料金につきまして、すべて政府の認可事項になっております。そういうことで、社債権者の保護という見地から社債枠の限度額が置かれておるわけでございますが、この電気事業及びガス事業につきましては各種の規制というものが加えられておるわけでございますから、そういう意味で社債権者の保護ということについてもそれぞれ規制ができるということから、この二業種について特別の取り扱いをするというところで、繰り返して申し上げますと、エネルギーの安定供給の立場と、それからこの両業種が公益事業として各種の制約を受けて債権者の保護ができるということから、特例をお願いいたしておる、こういう次第でございます。

○勝澤委員 従来より以上にこれから設備資金がかかるし、安定供給をする立場から、なおかつ例外としてとにかく枠を広げなければならぬと言ふならば、やはりこの際、それに見合つて電気事業法というものを一回見直してみても、もっと強い規制といいますか、根本的に経営の公益性な回見直す必要があるのではないだろうか、私はこう思つておるわけですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

○河本国務大臣 現在電気事業は九電力と電源開発の十企業で経営をしておるわけでございますが、私は、これで公益的電気事業を遂行する機能というものは十分果たしておると思つております。でありますから、現段階におきまして電気事業のあ

り方を再検討する、そういう考え方はございせん。

○勝澤委員 電気事業のあり方を再検討せよという意味で私は言つておるのじゃないのです。電気事業法でこれだけ特別な例外を設けるならば、もつと電気事業法で規制をあるいは公益性を高める法律の改正が必要ではないだろうか、こういう意味なんです、いかがですか、大臣。

○河本国務大臣 電気事業法では、電気事業の公益性という立場からいろいろな制約というものがございまして、非常に厳格な制約のもとに運営されておるわけでございます。現在の規定で十分である、私はこういうふうに理解をしております。

○勝澤委員 今度の料金の値上げなりあるいは社債枠の拡大の中で、これから投資が一番大きくなるであろうものは、原子力発電所の建設が一番中心になつていようでありますけれども、いま原子力発電所に対しては国民は大変不安を持っている。その不安に対して、各電力会社が電力会社独自の立場でいろいろな御努力をされている。私は、これは電力会社個々の立場ということよりも、国としてやはりもっと原子力の安全性の問題について十分研究あるいは規制、あるいは電力会社以上の上のそれらに対する対策を講じなければならぬのではないだろうか、こう思つておるわけですが、

そういう安全性というものが不十分のまま社債枠を拡大して原子力発電所をつくっていくのだというところは、これは口では言うけれども、実行がなかなかできないのではないだろうかと思つておる。そういう点で、これは通産大臣という立場になるかどうかよくわかりませんが、やはり原子力の安全性がもう少し国民に理解されなければ原子力発電所というものは建設をしばらくやめるのだというぐらゐまでの決意をして、この問題についてはもっと根本的に国自体が乗り出してやるべきだと思つておるわけですが、いかがですか。

○河本国務大臣 いまお話がございましたように、これからの電力をふやしていきまふ場合に、原子力発電が非常に大きな役割りを果たすことに

なっております。

少し具体的に申し上げますと、現在動いておりますのは約六百万キロでございますが、建設中、それからごく最近に着工する予定のものが、合わせまして千五百万キロございます。それから、五十一年、五十二年に電源開発調整審議会にかける予定になっておりますものが合わせまして約千三百万キロ、それを累計いたしますと三千四百万キロになるわけですが、六十年の計画は四千万キロでございますから、なおあと千四百万キロというのに対してはこれから新しい立地を求めなければならぬ、こういう非常に大きな課題を抱えております。ついては、それを円滑に遂行するためには、いま御指摘がございましたように、環境問題、それから安全問題、これはもう絶対の要件でございますが、この問題は最大の課題と心得ましていま取り組んでおるわけでございます。

○勝澤委員 これは通産大臣という立場になりますか、あるいは科学技術庁長官がやるのかよくわかりませんが、やはり何といたしましては安全性の問題というのはやり過ぎるということはないわけでありまして、ましてや、まだまだ不確定な要素がたくさんあるわけですから、その不確定な要素がたくさんあるにかわらず、やはり必要性からどんな建設が進められていく、なかなか国民の感情から言っても不十分で、各所に反対運動が起きているといういまの実情であるわけでありまして、これはやはり何といたしても、この枠を拡大するという以上、この原子力の問題というのは、一会社任せでなく、もつと根本的に国が積極的にやるべきだということと、特に私は要望いたしておきたいと存じます。それから、先ほど料金問題で取り上げたわけでありまして、この料金問題をずっと突き詰めていくと、いまの体制の中では各地方地方における料金格差というものがあつて、一体その料金格差というものがこれでもいいだろうかということ

の検討もしなければならぬし、電力体制は、いまお話しになりましたとおり、変える気持ちはない。それは変える気持ちはないということについてはよくわかりますけれども、しかし、やはり電力料金のこういう格差というものを是正し、でき得るならば全国一律のものに持っていくとか、あるいはまた逆に言うならば、過疎地は電力料金が安いからそこに工場誘致をしていくとか、何かもう少し考え方というものがいいのでしようか。

○増田政府委員 いま先生から御指摘のありました九電力間の格差の問題、これは今回四社がもし電力料金の値上げが認可されれば、格差というものがまたいろいろ出てくるわけでございます。そういう意味で、電力会社間の格差というものが、地域分散政策その他の政策との間の整合性においてもいろいろ問題が出てくるというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、現在、九電力体制、それに電源開発株式会社という十電力体制になっておりますが、できるだけ相互に融通し合うということ、この地域的な格差というものを今後の発電所の建設によりましてできるだけ解消していく。ことに相互の連携の送電線というものも建設していきたいというふうに考えております。

なお、電灯料金につきましては、前回の査定におきましては、シビルミニマム以下の百二十キロワットアワー以下の電灯料金が、地域によって余り差が出ないような若干の配慮もいたしております。

そういう意味で、確かに御指摘の格差の問題につきましては、十分今後の対策を立てながらやっつけていかなければならない一つの電気行政についての問題点である、こういうふうに考えております。○勝澤委員 この電灯料金というのは、全国一律にならないのですか。そういう方法はないのですか。

○増田政府委員 電気料金につきましては、これは原価主義で料金を認可しております関係上、やは

りその地域によりましてそれぞれ原価に差が出てくるわけでございますが、ただ、先ほど申し上げましたように、百二十キロワットアワー以下のシビルミニマム制をつくりましたときに、できるだけ全国でそれほど差が出ないように、これは一本にすることにについては限界がございしますが、できるだけ近づけるというところで、実際上の措置でその努力を行っているわけでございます。

○勝澤委員 先ほどから原価主義というお話が出ていますわけですが、ただ、原価主義でありながら、なおかつ経済企画庁との話し合いの中で、調整原価といいますが、そういうものがあるわけでありまして、やはり政策的な料金体系というものがあつて、政策的な料金体系、そしてそれがやはり国民の生活に密着した形というものを考えていかなければならないと思つております。そこで、最近公聴会などのお話を聞いてみますと、公聴会の希望者が多いから、できるだけ各県ごとに公聴会をやつてくれというような意見もあるわけでありまして、こういうことについてはどうお考えになりますか。

○増田政府委員 今回の四社の申請に対しまして公聴会の開催に当たりました、これは従来からもその本社所在地で一回行うということでやっておりますが、今回もこれでやっておりますが、ただ、いま先生から御指摘のありましたように、各県でやりたいということ、これにつきましては、電気事業法に基づく公聴会ではございませんが、たとえば地元市が主催する、あるいは、県あるいは北海道の中では三地域の市が主催する。これはいまおっしゃられました公聴会ということではございませんが、説明会で、そこでは私どもの方の意見を伺います。また、これには私どもの方の通産局の担当官もそこに傍聴させまして、そこで出ました意見を報告させる、こういうことでやっております。

○勝澤委員 その公聴会につきまして、できるだけいままもおやりになつておられるのを一歩進めていた

だいて、そして公述の内容とか、あるいはそれに對する通産省の考え方というふうなものもやはり出していくという形、できるだけ料金問題というのをお互いが理解をし合つて、こういうやり方というものをこれから新しい問題として考えていかなければならないのではないだろうかというふうな気がいたします。

最後に一つ、都市ガスの問題ですけれども、都市ガス事業者の供給体制の整備に伴つて、その供給区域内における既存のLPG事業者との競合問題でありますけれども、消費者の立場から言うところ、できるだけ都市ガスに切りかえてもらいたいという希望が多いわけでありまして、LPGとの競合があつてなかなかうまくいかず、実は都市ガスの利用度というものはなかなかパーセンテージが上がつていないわけでありまして、こういう点については、やはり自然に任せるのではなく、ある程度積極的な行政の指導のやり方というものが必要ではないだろうか、こう思つております。

○増田政府委員 LPGが供給されておられますところ、都市ガスへの変更が行われるということ、そこに都市ガス事業者とLPG販売業者間のいろいろの問題が起つておるということ、私どもの方にもこれに対する解決のあつせんその他を要望されている点があるわけでありまして、これをいろいろ処理しておるわけでございます。どういふガスを使うか、LPGを使うか、都市ガスを使うかにつきましては、それぞれの特徴もございまして、これは最終的には消費者の選択に任せるべきものだと思いますが、ただ、都市ガス業者が非常に力に物を言わせて、そして従来LPGの安定供給に努めておられた方々を踏みこむような行為に出るといふようなことが間々起るわけでございます。これにつきましては、十分話し合ひ、その他解決すべき点というものを、私どもの通産局その他を督励いたしましてあつせんいたしておるというのが状況でございます、これにつきましては

いろいろ問題点があるということで努力している次第でございます。

○勝澤委員 もう時間がありませんので、いまの点について、私は、やはり業者間の自主的なものというよりも、国民の経済的な立場からどちらがよいのかという方針を出されて、その方針に従ってやっていくという方向でほしいと何も進まない、こういうふうにも思っています。これは十何年前と比べてみましても、都市ガスの普及率というのが依然として余り伸びていないということですから、やはりどちらに重点を置いて、どちらが国民の生活の上から利便であり、低廉であるのかというふうなことも考え合わせながらやっていかなければいけないことだ、こう思いますので、特にその点だけ申し上げて、私の質問を終わっておきます。

○稲村委員長 神崎敏雄君。

○神崎委員 電気事業、ガス事業会社の社債発行に関する特例法案については、いろいろ重大な諸問題を持っているのですが、その点であらゆる角度から質問をしたい、こう思っておりますが、大臣が三十分ほどしかおられませんので、その一部分をきょうは質問をいたします。

まず、審議会の問題で、この法律に直接重要な関連を持つ審議会として、電源開発調整審議会があります。この審議会のあり方についても、いろいろと批判の声があります。発電所の立地について、当然住民参加のもとに民主的に決められるべきであるのに、それが十分でない。各方面から新しい時代の電源開発調整審議会とはどういふものなのかなどの議論がされております。

電気事業法に基づいて電力会社が提出する施設計画届け出書には、発電所立地の計画がありながら、どこに発電所を設置するのかという地点名が伏せてあります。このような住民に隠された計画が突如として表面に出され、県知事の問題ないという念書一つで、電源開発調整審議会では発電所建設認可の結論が出る、このような電源開発のあり方は改善されつつあると当局は判断しているの

でしようか、本当に住民の前に公開され、住民参加のもとに電源開発がやられていくようになっていくと確信をされておられるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○増田政府委員 電源開発調整審議会、いわゆる電調審ににつきましては、これは企画庁の所管でございますが、私の方からお答え申し上げますと、電調審にかかれます新たな電源開発というものにつきましては、これは地元の見解を尊重するということ、当該発電所が建設されます当該都道府県の知事の承諾書というものを得まして、それから付議する、こういうことになっております。そういう意味で、この知事からの承諾書が出るまでには、地元の意見のすり合わせ、あるいはこれに対する理解、協力というものを前提にいたしまして、それによって知事の承諾書が出て、それがなければ付議できない、こういう形になっております。

○神崎委員 それなら、具体的にお聞きしますが、いま料金値上げ申請中の九州電力の施設計画届け出書を見ますと、五十二年に新しく八十九万キロワットの原子力発電所を建設するとなっておりますが、発電所名はPとあるだけで、発電所の位置は空白になっておる。北陸電力の場合も、五十二年、八十九万キロワットの水力発電、これも地名はMです。五十二年度の火力発電のところはA、百万キロワットの原子力発電のところはTというように、立地点だけが伏せておる。北海道電力も、五十二年、七十四万キロワットの火力発電所を二基計画することになっておるが、T5という表現だけである。発電所の立地点名を伏せておるような施設計画がまかり通っていることについて、大臣はどういうふうにお考えになっておられますか。

○増田政府委員 電気事業法に基づきまして、今後建設いたします発電所計画を出させることになっておりますが、このうち、当該年度につきましては、これは地点名も公表いたしておるわけでございます。

ただ、いま先生のおっしゃられましたように、

次年度につきましては一応名前を伏せておるといふ形になっております。これを行っておりますのは、まだ地元の理解を得べく努力中だということ、ここにはっきり地点名を掲げるのは不適当だということでございます。地元の理解を受け、その年度に着手する予定のものにつきましては、全部名前を公表いたしておるわけでございますが、いまおっしゃられましたように、九州電力とか北陸電力が五十二年に設置を予定しております発電所につきましては、現在地元の方々と話し合いの中のために、ここにはっきり名前を出すということとは、むしろこの説得に当たりまして不適当ではないかということから、そういう配慮をして名前を伏せておる次第でございます。

○神崎委員 私はそこが問題だと思っております。名前を伏せておきながら、いわゆる最大出力のキロワットまで出ている、あるいは生産目途額も出ている。どこへつくるかは伏せておいて、その出力量も、そして生産目途額も出ている、これは一体どういうことなのか。まさに、国民に対しては伏せておきながら、それに対する生産目途額までも明らかにする、出力額も明らかにする。と、ここが、一体どこにつくるのか、それは一体何を基準にそういうものが出てくるのか、これはきわめて奇怪な問題です。何か想定があつて、一つの目的があつて、そこでたとえば建設費が何ぼ要つてどうするとかいうようなことにならぬと、生産目途額などというものが架空である。

そこで、こういうインテリゲンチナ出し方というものは、一体どういふ姿勢でお出しになっておられるのか。

(委員長退席、安田委員長代理着席)

余りにも国会の審議そのものを軽視するといふか、国民に対してそれほど伏せておかなければならぬようなものなのか。なぜ明確に、こういう地点で、たとえば敷地はこれだけのもの、こういうようなスケールのものをつくる、だからこれだけの費用が要するのだ、だからこういう形で料金を上げてもらつて、それで開設資金にするとか、そういう具体的ななければ、肝心な所在がP

だとかMだとか、そういう形でごまかして、全く国民に目隠しをした中でやられるということについては、これは重大な問題だと私は思うので、先ほど大臣に答弁をお願いしたのですが、長官の方へ振られたのですが、大臣、あなたはこれにお目に通されたのですか。

○河本国務大臣 これはいま長官が答弁をいたしましたように、いよいよ着工しようということの分はそういうことはできませんから、きちっと場所その他全部明らかにして審議会にかけるわけです。次年度以降の分につきましては、若干未定の要素等もありまして、まだ交渉中の段階ですべてを明らかにすると、できる話もできなくなる、こういう配慮等もありまして、地点を伏せて一応の計画として載せておる、こういうことでございます。いよいよその年になって着工段階ということになりますと、当然すべてを明らかにしなければならぬ、こういうことでございます。

○神崎委員 それではまた言わなければならぬが、たとえば北陸電力の場合には、五十二年度該当なしと書いてあるじゃないか。北陸電力、五十二年度該当なし、これはどうですか。

○増田政府委員 五十二年度の施設計画表で、これは私どもの方の公益事業部で公表いたしておる資料でございますが、五十二年度の北陸のところは、該当なしではなくて、能登原子力一号機というものがこの中に出ております。

○神崎委員 どこにあるのか。

(増田政府委員、資料を示す)

○増田政府委員 ただいま五十二年施設計画概要を調べましたところ、北陸電力につきましても五十二年度着工の火力はございません。

○神崎委員 こういうふうなもの、地点名だけが記号になっておつて、その他のいまいましい最大出力とか、送電方法とか、あるいは支出計画のところなどは具体的に記入されている。これは、住民には非公開で計画が進んでいる疑いが濃いと、言わなくてはなりません。しかも重要なことは、五十二年度、五十二年度の計画ですから、いま値

上げ申請中の料金原価の算定に含まれていることになりす。先ほど十年とかおっしゃっておったのですが、この点から言ってます。これは重要である。政府の責任で速やかにこの計画を公表するように私は要求しますが、公表しますか。

○増田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、翌年度の計画、つまりいままで言いますと五十二年度の計画の発電所の中には、現在地元の市町村あるいは漁業組合といろいろ話をし、その中にはまだ反対ということも言われているものもいろいろございます。こういう方々の十分な理解と協力と賛成を得なければ発電所は建設できないわけでございます。現在計画をして一生懸命説得中だ、しかしまだ全部の了解を得られないという段階で、びしゃっと名前を出すとすることは、反対の方々に對してもこれはむしろ失礼に当たると申しますか、刺激するということもありませんので、やはり地元の方々、関係者の方々との話のついた段階で名前を掲げるといふ方が適當ではないかと私も思っております。

ただ、これにつきましては名前を隠すという気持ちにはございせん。そういう意味で、地元の方々の全部の御了解を得れば、これは先のものであってもできるだけ具体的な名前をはっきりさせる。ただ、中にはもう少し説得をして御了解を得る、それには時間がかかるというものにつきましては、先ほど申し上げましたような趣旨で一応名前だけペンディングにしておく、こういう形になっておるわけでございます。

○神崎委員 それでは、いま言われた算定数に於いて、すべてが狂ってくるわけですね。いま交渉しておりますが、話がつきそうなる場所もあるし、つかない場所もある、反対されておるところもありません、だからペンディングにしているところもありません、そのいきさつなどはどこなのか、反対されて困っておるところはどこなのか、もしも反対されてできなかった場合は、いまの当委員会に提出されているこの計画は変更しなければならぬことになるのでしょうか。先の話じゃな

く、いまの値上げに関連しているのです。先ほど十年先のことまで言われておったのに、来年のことがわからない。十年先どころか、来年のことすらわからない、これだけの費用が要って、これだけの出力を出しますというふうなことまで書いておいて、それで地点だけはそういう形に伏せておくというところは、私はきわめて国会なるものを侮辱しておると思う。これでは審議の対象にならぬじゃないですか。正確にきつくと敷地は何平米でございますか。そこにこういうものをつくりまして、こうやるということになりますから、こういうことになって、出力もこれだけになりますよ、こう言うのなら、これは審議の対象になりますよ。ところが、反対された場合はつづれるかもわからない、そういう場合は出力だつて変わってくるわけですね。あるいはこの計画そのものが基本的に変更される場合があるわけですね。こういうようなものをこへ出してきて、さらに十年先の話までしているのですが、一体こういうこととはどうなのか。

いまあなたが自分の口から、交渉しております、話がつきそうなる場所もある、反対されて困っているところもあると言ふなら、どこどこでそういう現象が起きているのか、明らかにしてほしい。

○増田政府委員 十年計画につきましては、今後の需要を想定して、それに必要な設備の必要量を出しまして、それを一応予想される各発電所の種類別、つまり原子力あるいは火力その他に分けておるわけでございます。その中で火力及び原子力につきましましては、これは先生御存じのように、なかなか最後の段階まで、十分な理解を得られるまでの反対意見というのがいろいろございます。それで最後には了解を得られて、そして知事の同意書が出る、こういうことでございますので、先ほどの答弁の繰り返しにはなりません、先ほどのつきまして、まだ反対の方々が残っております、そしてその説得に努めて、まだ説得が終わっていないという分についてその名前をここに公表すると

いうことは、私は不適當だと思っておるわけですが。それから、先生のお尋ねの、もし反対がどうしてもあつて、そのときはどうなるのかというところでございますが、これはもちろん反対の方々の説得に努めて、その上で知事の同意書というものが出るわけですから、場合によれば若干建設がおくられる、あるいは電調審にかけるのがおくれるという場合も出てくると思ひます。そういう場合には、やはり先ほど言いましたように、十年後の電力需要といふものに合せて全体の調整を行つていかざるを得ないということでございます。

○神崎委員 それでは私の質問の答弁にはなつておらぬですよ。おかしいじゃないか。もしもいま説得に努めておるのだつたら、説得に努めておる場所はどこなんだということをなぜ公表できないか。

〔安田委員長代理退席、委員長着席〕

○増田政府委員 私どもの方の出してあります施設計画概要といふものにつきましましては、これは各電力会社からの届け出といふものをまとめてこれを発表いたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、まだ問題が残つておるものについては一応こういう具体的な名前をはっきり掲げないで、先ほど先生のおっしゃられましたように、原子力発電、九州、Pといふことで届け出が出ておるわけでございます。そういうことで、それをまとめたものをここに公表いたしておるわけでございますが、先ほどからも繰り返して申し上げておりますが、先ほどからも繰り返して申し上げておりますが、現在問題になつてまだ説得が終わつていない地点を、この箇所が入つておるといふことで公表するのは、やはり今後の説得その他についていろいろ支障が生ずるといふことで、私どもが伏せておるわけでございます。決して隠しておるとかそういうことではございません。

○神崎委員 明らかにしないことは、隠しておらないこととはどのように違ふのですか。明らかにしないこととは隠していることじゃないのですか。隠しておらないけれども明らかにしないといふ

いう、そんな頼りないことで出力の保証やら算定基準なんかを逆算してやつていくのですか。絶対に強権発動してやつていかなかつたら、あとの数字なんか出てきませんよ。Xから答えを出すという方法でいかれておるのか。審議できないじゃないですか。場所がもし変わった場合はどうなるのか。どうしてもPといふのはこのなんだというところ、そのPとは一体このPがたまたまXになつた場合、すべてまた変わつてくると思つておる。それで一生懸命に納得させ、説得すると言つておるのだから、私はそれはそれでいいと思つておるんですよ。その説得しているところ、納得させようとしておるところ、そこは一体このなんだということ、この法案を審議する過程で公表しますか。しなければ、妥当かどうか審議できないじゃないですか。

○増田政府委員 これは先ほどから申し上げておりますように、この地点では現在説得が行われておるわけでございますから、私からこのPの地点はどこでございますかと言ふことは不適當だと思ひます。そういうことで、むしろ発電所の建設を順調に行い、また地元の方々の立場も考慮して建設を進めるためには、現在のところは伏せさせていただきます。というわけでございます。

○神崎委員 もっと詰めていきたいのですが、時間がないので、それなら、あなたが適當でなかつたらだれが適當なんですか、だれに答えをいたせば質問は進んでいくのですか。あなたが答えなかつたら、こつちは質問できぬようになってしまつておるわけですね。

○増田政府委員 私がこういう答弁を申し上げるのが適當かどうかでございますが、各種の地点については、現在原子力発電所の建設につきましまして、私の口から、Pはどこ、何はどこかということ、私は申し上げませんが、説得工作が進められておる地点ということでおわかりいただけるのではないかと、こういうふうに思つております。

○神崎委員 冗談じゃありませんよ。Pというところは私が説明しなかつたであつたはわかつておるなんて、わからぬから聞いておるのだ。書いてないから聞いておるのだ。

そこで、それは後日の質問にして、きょうは三十分しかないから改めてまたやり直しますが、いま提出されている法案は、先ほどもおっしゃって、おつたが、電力会社、ガス会社は他の一般企業に比べて特別な扱いをするというものです。つまり、これは公益事業としての性格を一段と強めるということを意味します。したがって、電力、ガス事業の事業者はその社会的立場をさらに深く自覚すべきであると思ふのです。にもかかわらず、このような国民に隠し秘密のうちに事業を進めようとする通産省の指導監督の責任も私はより重大だと思ふ。五十年代の十年間、安定供給を確保するための必要資金が四十七兆円だ、その資金調達のためにこのような特例法が必要だと言ふなら、広く国民の合意が得られるように、誠意ある企業の姿勢が示されるべきだ。政府も、この点で同様に全資料を公開する必要がある、こういうふうに私は思ふのですが、どうですか。

○増田政府委員 今後十年間の需要というものを想定し、また、それに必要な設備、必要な資金につきましても、電気事業審議会の資金問題懇談会の結論というものを電気事業審議会にかけまして、公表いたしております。内容につきましては、ここに詳細に掲げられているわけでございます。

○神崎委員 いままたまたあなたがおっしゃった審議会とか懇談会とかいうようなものについては、私はまた後日の質問の機会にそれに触れますけれども、きょうのところはこの施設計画だけに ついて聞くことにしますが、さらに、私は最後に、この法案の委員会における賛否が決まるまでには、私がいま要求した場所をあなたの方から明確にしてもらわぬと、この法案の審議が進まない。そこでではそれだけのキロワットの出力が出るのかどうか、あるいは算定数がそれで正確に近いものかどうか、こういう判定自体ができない。したがっ

て、その資料を公開してください、またするべきである。そうでなかつたら審議ができない、こう思ふのですが、最後に、その点についてあなたの立場から答弁をされると同時に、私は委員長に申し上げたいが、こういうPとかTとかいうような形から出発した地点で、それを基礎とした計画、そういうようなものについての信憑性もありますし、その点、ぜひ委員長としてもそれを公開するように善処していただきたい、こういうことをつけ加えて、両方からの答弁を求めたい。

○増田政府委員 先ほど申し上げましたように、施設計画のうちでまだ地元との話し合いが終つていないものにつきましては、私からこれを具体的にどこだと申し上げるのは、今後の電源開発の促進にとつてはやはりマイナスではないか、こういうふうにして思つております。そういうことで、これにつきましても、私から各地点名を公開するといふわけにはまいらないので、はなはだ恐縮でございますが、その点、御了承をお願いしたいと思います。

○稲村委員長 それでは、神崎委員に申し上げます。資料の提出できることから順次報告さすようにいたしたいと思います。

○神崎委員 それでは、地域と話がついてきつと始末するまで、全部公開するまで、この法案についての審議は留保する、こういうことを宣言して、終わります。

○稲村委員長 この際、参考人の出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、明十二日午後一時より参考人の出席を求め、意見の聴取をすることにいたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、人選等につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、明十二日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二分散会

訪問販売等に関する法律案

訪問販売等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
 - 第二章 訪問販売及び通信販売(第二条―第十(条)
 - 第三章 連鎖販売取引(第十一条―第十七(条)
 - 第四章 雑則(第十八条―第二十一条)
 - 第五章 罰則(第二十二条―第二十四条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販売及び通信販売

(定義)

第二条 この章において「訪問販売」とは、販売業者が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行つた指定商品の販売をいう。

2 この章において「通信販売」とは、販売業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約の申込みを受けて行つた指定商品の販売をいう。

3 この章において「指定商品」とは、主として日常生活の用に供される物品のうち、定型的条件で販売するのに適する物品で政令で定めるものをいう。

(訪問販売における氏名等の明示)

第三条 販売業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、販売業者の氏名又は名称及び商品の種類を明らかにしなければならない。

(訪問販売における書面の交付)

第四条 販売業者は、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合において、直ちに、通商産業省令で定めるところにより次の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付したとき、又は当該商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

- 一 販売価格
- 二 代金の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期
- 四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

第五条 販売業者は、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結した場合において、その売買契約を締結した際当該商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、販売価格その他の通商産業省令で定める事項を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

2 販売業者は、前項に規定する場合を除き、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結したときは、遅滞なく、通商産業省令で定

めるところにより、前条各号の事項についてはその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

3 販売業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、前条各号の事項についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。ただし、その売買契約を締結した際指定商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

一 営業所等以外の場所（購入者の住居を除く。）において指定商品につき売買契約を締結したとき。
二 営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。
4 前三項の規定は、販売業者が営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合については、適用しない。

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)
第六条 販売業者が営業所等以外の場所において指定商品（その販売条件についての交渉が販売業者と購入者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品として政令で定める指定商品を除く。以下この項において同じ。）につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者が営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）におけるその購入者（以下この条において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。この場合において、販売業者は、その申込みの撤回に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

一 申込者等が前条第二項又は第三項の書面を受領した日（その日前に第四条本文の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）以後において販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日から起算して四日を経過したとき。
二 申込者等が販売業者から、指定商品でその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したときは申込みの撤回等を行うことができないう旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき。
2 申込みの撤回等は、前項前段の書面を發した時に、その効力を生ずる。
3 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、販売業者の負担とする。
4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。
(訪問販売における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限)
第七条 販売業者は、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。）又は営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結した場合において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれを対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合、当該商品の通常の使用料の額（当該商品の販売価格に相当する額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額）
二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額
三 当該契約の解除が当該商品の引渡前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
(通信販売についての広告)
第八条 販売業者は、通信販売をする場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。
一 販売価格（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
二 代金の支払の時期及び方法
三 商品の引渡時期
四 商品の引渡し後におけるその引取りについての特約に関する事項（その特約がない場合には、その旨）
五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
第九条 販売業者は、指定商品につき売買契約の申込みをした者から当該商品の引渡しに先だつてその代金の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品につき売買契約の申込みを受けかつ、その代金の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、

その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みした者に通知している場合には、その旨）その他の通商産業省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、その代金の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付したときは、この限りでない。
(適用除外)
第十条 第三条から前条までの規定は、次の販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。
一 売買契約でその申込みをした者又は購入者のために商行為となるものに係る販売
二 輸出取引たる販売
三 国又は地方公共団体が行う販売
四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売を含む。）
イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五十二条の団体
ハ 労働組合
五 事業者がその従業者に対して行う販売
2 第四条から前条までの規定は、割賦販売法（昭和三十六年法律百五十九号）第二条第二項に規定する割賦販売又は同条第二項に規定するローン提携販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。
3 第四条から第七条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
一 その住居において売買契約の申込みをし又は売買契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売

二 販売業者がその営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第十一条 この章において「連鎖販売業」とは、物品の販売の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章において「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買受けて販売することという。以下同じ。)をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。)を受受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることを条件とするその商品の販売に係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

2 この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業に関する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に關し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を實質的に統括する者をいう。

3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問はず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引についての勧誘)

第十二条 統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品を店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に

係る連鎖販売取引について勧誘をするときは、その連鎖販売業に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十三条 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該一連の連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をした場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当し、かつ、当該勧誘が引き続き行なわれるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行ひ若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行ひ連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(連鎖販売取引についての広告)

第十四条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品の種類

二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における書面の交付)

第十五条 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者)は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)と特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しな

ればならない。

2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなればならない。

一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項

二 商品の販売条件に関する事項

三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

四 当該契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における契約の解除)

第十六条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)は、前条第二項の書面を受領した日以後においてその連鎖販売業を行う者からその契約の解除を行うことができる旨及びその契約の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告知された場合においてその告知された日(その契約に係る特定負担が商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき第十一条第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡しを受けた日)がその告知された日後であるときは、その引渡しを受けた日(その契約の解除を行うことのできる日)から起算して七日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行う

旨の書面を發した時に、その効力を生ずる。

3 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。

4 前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なもの、無効とする。

(報告及び立入検査)

第十七条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより統括者又は勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなればならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雜則

(売買契約に基づかないで送付された商品)

第十八条 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者(以下この項において「申込者等」という。)以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込み者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して六月を経過する日(その日)が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日後であるときは、その一月を経過する日)までに、その商品の送付を受けた者がその商品の引取りをしないときは、その送付した

商品の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。

(割賦販売審議会への諮問)

第十九条 主務大臣は、第二条第三項、第六条第三項前段若しくは同項第二号又は第十条第三項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十一条第一項又は第十三条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。

(経過措置)

第二十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第十三条の規定による命令並びに第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、通商産業大臣及び当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣

二 第十九条第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に関する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

第五章 罰則

第二十二条 第十二条の規定又は第十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条第一項、第二項若しくは第

三項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付しなかつた者

二 第五条第一項又は第十五条第一項の規定による書面で虚偽の記載のあるものを交付した者

三 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

四 第十四条の規定に違反して表示しなかつた者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 法人の代表者又は若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第四条及び第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十一条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項

に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての第十八条の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(割賦販売法の一部改正)

第三条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)第二条第一項に規定する訪問販売、同条第二項に規定する通信販売及び第十一条第一項に規定する連鎖販売取引」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表割賦販売審議会の項中「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引」を加える。

理由 商品の取引方法が多様化し、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引が増加している現状にかんがみ、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にするため、これらの取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油開発公団法の一部を改正する法律案 石油開発公団法の一部を改正する法律案 石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「及び附則第九条の第三項」を、「附則第九条の第三項及び附則第九条の四第一項」に改める。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

第九條の四 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油製品販売業に係る経営の規模の適正化その他の構造改善に関する事業(二以上の石油製品販売業者(石油製品の販売量が通商産業省令で定める数量以上である者に限る。)が営業の譲渡し及び譲受けその他の通商産業省令で定める方法により行うものに限る。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うことができる。

2 第三十五条の規定は、前項の通商産業省令に準用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由 石油製品販売業の構造改善を促進するため、石油開発公団に、臨時の業務として石油製品販売業に係る構造改善事業の実施に要する資金の出資及び貸付けを行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。